

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

第四章 経済産業省関係

(火薬類取締法の一部改正)

第十条 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十七条の三」を「第五十七条の四」に改める。

第四十三条第一項中「又は都道府県知事」を「**、**都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長」に改める。

第四十九条の二中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

第五十二条第四項中「又は都道府県知事」を「**、**都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

第五十六条の二の見出し中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

第五十七条の二中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

第四章中第五十七条の三の次に次の一条を加える。

(大都市の特例)

第五十七条の四 第二章及び前章第一節（第三十一条第三項及び第五項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第一項及び第三項並びに第四十三条第一項を除く。）並びに第四十五条の三の十、第四十六条第二項、第四十七条及び第五十二条（第四項を除く。）の規定により都道府県知事が処理することとされている事務は、指定都市においては、指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第十条(火薬類取締法の一部改正)及び第十九条の規定 平成二十九年四月一日